

資料 4 - 2

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成 12 年農林水産省告示第 517 号）一部改正（案）新旧対照表 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
第 1 条～第 5 条 【略】			第 1 条～第 5 条 【略】		
別表 1～別表 2 【略】			別表 1～別表 2 【略】		
別表 3（第 3 条関係）			別表 3（第 3 条関係）		
形質	加工食品	対象農産物	形質	加工食品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。）	大豆	高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。）	大豆
<u>ステアリドン酸産生</u>	2 第 1 号に掲げるものを主な原材料とするもの			2 第 1 号に掲げるものを主な原材料とするもの	
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。）	とうもろこし	高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。）	とうもろこし
	2 第 1 号に掲げるものを主な原材料とするもの			2 第 1 号に掲げるものを主な原材料とするもの	